

千葉県内の地域課題解決に取り組むNPOへの寄付を促すプログラム

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金 事業指定助成プログラム 第7期 助成先募集要項

●事業指定助成プログラムとは？

事業指定助成プログラムとは、ちばのWA地域づくり基金（以下、当財団）と採択団体が一緒になって寄付を集める資金調達サポートプログラムです。「地域で今、何が起きているか？」「課題は何か？」を広く訴え、その解決策（実施する事業）への寄付金を当財団経由で集め、集めた寄付金から運営費を除いた額を助成金として交付します。（公益財団法人である当財団への寄付金は、寄付金控除等の税制上の優遇措置の対象になります。）

採択団体は、寄付を集める計画を当財団とともに考え、当財団が用意するウェブサイトやカタログなど寄付を集めるためのツールやクレジットカード決済機能を活用することができます。

寄付募集を通して、地域や社会の課題を「見える化」し、その認知度を高めることで、NPOに必要なお金の流れをつくります。また、そのプロセスを通してNPOの信頼性を高めることで、だれもが暮らしやすい豊かな地域社会づくりを目指します。

申請受付期間 2018年6月20日（水）～8月2日（木）当日消印有効

寄付募集期間 2018年10月1日（月）～2019年3月20日（水）



公益財団法人
ちばのWA地域づくり基金

ちばのWA地域づくり基金は、千葉県初の市民コミュニティ財団です。

千葉県内の地域課題とその解決に取り組む市民公益活動を可視化し、資金を中心とした資源をつなぐことで、だれもが安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んでいます。

<http://chibanowafund.org>

1. 対象団体

次のすべてに該当する団体であること

- (1) 千葉県内に事務所を有しているか、千葉県内で活動している団体（法人格の有無は問いません）
- (2) 公益コミュニティサイト「CANPAN」(<http://canpan.info>) に団体登録し、情報開示レベル★5つを獲得している団体、または8月8日の申請締め切りまでに★5つを獲得できる見込みのある団体
- (3) 地域の課題を把握し、それについての数値的根拠をもっていること
- (4) 寄付募集活動に取り組む体制のある団体であること
- (5) 以下のいずれにも該当しない団体
 - ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
 - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体（以下「暴力団等」という）、その他法令、公序良俗等に違反する団体

2. 申請額（助成限度額）

申請額（助成限度額）に定めはありません。

補助率のような制限もなく、実施事業にかかる費用の100%を申請可能です。

また、申請いただいた事業の執行に関わるものであれば助成金の使途に制限はありません。

助成される金額は、実際に集まった寄付金額から当財団の運営費（20%）を引いたものになります。

※寄付募集額は、申請額に当財団の運営費を加えた額となります。

※寄付募集額は 事業内容や、組織の状況等により変更する事があります。

3. 対象事業

以下のいずれにも該当しない事業で、「1. 対象団体」が実施する千葉県内の地域課題を解決するための事業を対象とします。原則として、寄付募集期間終了後の2019年4月1日から1年以内に完了する事業とし、1団体あたりの申請事業数に制限はありません。

【対象とならない事業】

- ・営利を主たる目的とする活動
- ・個人的な活動や趣味的なサークル活動
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動・反社会的勢力と関係のある活動

4. 申請方法

上記受付期間内に、所定の「助成事業申請書」に必要事項を記入の上、当財団あてに郵送または宅配便等でご提出下さい。持参不可。

※「助成事業申請書」は当財団ホームページよりダウンロードできます。

※「助成事業申請書」には必要に応じて、申請事業の課題の根拠がわかる資料（データ、写真等）を添付していただくことも可能です。

5. 選考について

- ・当財団が設置する助成等選考委員会で選考します。
- ・選考では、応募書類、公開情報とプレゼンテーションにより、選考基準をもとに選考を行います。

＜公開プレゼンテーション＞2018年8月25日（土）午後

千葉市内を予定（詳細は受付時にお知らせいたします）

- ・選考会の判断により、助成限度額が申請額から変更（増減額）されることもあります。
- ・選考の結果は、9月初旬までに各団体に文書にてお知らせします。

【選考基準】

- ・事業指定助成プログラムの趣旨と条件に合致しているか
- ・地域社会のニーズや課題を的確にふまえたうえで公益性の高い事業であり、具体的な成果が期待できるか
- ・目的、目標、事業計画、事業予算、寄付獲得方針・プランが明確で、妥当なものかどうか
- ・実現可能な事業かどうか（体制、財源等）
- ・地域社会に情報が発信されている（発信することができる）かどうか
- ・寄付募集を通じて事業の展開、発展に寄与するか

6. 採択団体が受けられるサポート

（1）寄付の受付・決済

- ・現金による寄付金受付、郵便振替口座、銀行口座の使用
- ・クレジットカードによる寄付決済
- ・寄付者の管理や領収書の発行

（2）広報やPRのサポート

- ・寄付カタログの作成・配布
- ・当財団ホームページ内に各事業専用ページ作成

（3）寄付集めの計画や戦略づくりに関するサポート

- ・寄付を集めるための計画づくりに関する研修を3回実施（9月、11月、1月）

7. 採択団体が実施すること

（1）寄付金集めに主体的に関わり、積極的に寄付集めを行う

（2）定期的（週1回程度）な活動状況や寄付総額等を Web サイトやブログに掲載し、SNS で拡散する

（3）月1回の進捗レポートを提出すること

（4）寄付のお願いやお礼状の作成すること

（5）下記の研修やイベントに参加すること

- ・集合研修：1回目9月11日（火）・2回目11月15日（木）・3回目1月22日（火）を予定
- ・成果報告会：2020年7月頃

（6）事業終了後1ヶ月以内に所定の助成事業報告書（決算書含む）を当財団へ提出すること

8. 注意事項

(1) 事業の変更・中止があった場合の取り扱い

事業に大きな変更があった場合は、変更申請により再審査を行います。助成に値する事業として認められた場合、助成金を交付します。事業の中止（団体の解散）があった場合は、助成金は原則交付いたしません。また交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は当財団に全額返還していただきます。

(2) 寄付獲得金額によって、申請事業が変更せざるを得なくなった場合の取り扱い

団体から事業変更申請を提出いただきます。

(3) 以下の場合は助成金を交付することができません。

- ・寄付者と団体との間で助成金（寄付金）が不正な利益の取得や供与に使用される疑義がある場合。
- ・助成金の元となる寄付金が思うように集まらなかった等で必要な資金調達ができず、事業を全く実施できない場合。（特に施設や設備を整えるために寄付を募集する事業の場合、ご注意ください。事前にご相談いただくことをおすすめします。）

(4) 助成金として交付されなかった寄付金の取り扱いと寄付者への説明について

団体と当財団で寄付者への説明責任を果たすとともに、寄付金は可能な限り寄付者の意思に沿い、当財団が別の方法で市民公益活動の支援に活用します。

(5) CANPAN の情報開示レベル★5つ

助成事業期間中は公益コミュニティサイト「CANPAN」団体情報開示レベル★5つを保持してください。

お問い合わせ・申請先

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金（担当：志村）

〒263-0033 千葉市中央区春日 1-20-15 篠原ビル 301

TEL : 043-239-5335 FAX : 043-239-5336

E-mail : info@chibanowafund.org ホームページ : <http://chibanowafund.org>